

2024年度

## 労働者災害補償保険「一人親方等特別加入」申込書

労働者災害補償保険「一人親方等特別加入」を申し込みます。なお、加入するにあたり、組合の労働災害防止規程を遵守し、労働災害の発生防止に努めます。

番号	フリガナ	住所	生年月日	職種	電話番号
	氏名				

※ 空白欄(番号以外)に必要な事項を記入し、保険料を添えて提出してください。

継続別 (該当に○)	納入方法 (該当に○)	印
1.継続	1.一括納付	
2.新規	2.分納(3回)	

【注意】職種が変わっても訂正の届けをしない場合、労災保険が適用されなくなる場合があります。また、振動機の常時使用・有機溶剤使用の職種に訂正となる方は健康診断を受ける必要があります。もちろんのことですが、建設業以外の労災事故は適用されません。

2024年 月 日

※太枠内の継続別・納入方法欄の該当する番号に○をして認印を捺印してください。

飯下建設産業共済組合長 殿

※途中加入時使用

加入： 月 (次回：現金・引落)  
保険料： 円＋  
手数料： 円＝合計 円

取扱者割印

※組合処理欄

37,230 + 2,170 = 39,400 (一括)  
12,410 + 1,290 = 13,700 (分納)

取扱者日付印

2024年度 労働者災害補償保険

一人親方等特別加入保険料領収書

加入年月日	
領収合計金額	円

労働保険番号 20105600302

住所

氏名

様

金 円

上記の金額を受領しました。

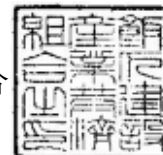
領収印

事務費

金 円

上記の金額を受領しました。

飯田市鼎下山839-1  
飯下建設産業共済組合  
組合長 林 悦雄



# 労働災害防止規程

飯下建設産業共済組合

飯下建設産業共済組合（以下「組合」という。）は加入者の各種建設事業における労働災害を防止するため、組合加入者が遵守すべき事項について、つぎのとおり規定する。

## 第一 安全衛生管理

- 第 1 条 組合は加入者の安全衛生管理を母体組織である飯下建設産業労働組合連合会（以下「会」という。）の協力により行う。
- 第 2 条 組合は、会の協力により、工事現場、作業場、作業方法等について、夏季・冬季に安全パトロールを実施するほか、加入者の安全作業に関する教育、発生した業務災害の原因調査、および安全対策を行う。
- 第 3 条 組合は、会の協力により工事現場、作業場、作業条件、施設等の衛生上の改善、衛生教育、健康相談その他加入者の健康保持のための措置を行う。
- 第 4 条 加入者は、組合および会の指示に従うことはもちろんのこと、自ら進んで業務災害の防止に努力しなければならない。

## 第二 安全作業

- 第 5 条 加入者は、作業に就く前に、体を十分にほぐすよう、準備体操などをしてから作業をすること。
- 第 6 条 加入者は、作業に就く前に、その日の作業内容、作業工程を熟知し材料並びに機械、器具等を確実に点検するとともに、作業服装についても、適したものを着用すること。
- 第 7 条 足場を使用して作業するときは、足場に使用する材料に、損傷、変形、腐食などがどうかを点検し、抱き合わせ足場は絶対に使用しないこと。鋼管足場は、継ぎ手、金属等のゆるみがないかどうかを点検すること。足場の構造、および材料に応じて、作業床としての最大積載荷重を予め定め、かつ、これを超えて積載しないこと。吊り足場、および脚立については、動揺、転位等を防止するための措置を講

ずること。

第 8 条 腕木、布、はり、脚立その他の作業床の支持物は、荷重によって破壊することのないよう注意すること。

第 9 条 床材は、転位、脱落等しないよう必ず二以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検すること。

第 10 条 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等を支持台として使用しないこと。

第 11 条 材料、器具、工具等を上げ下げする場合は、吊り綱、吊り袋等を使用すること。

第 12 条 命綱、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じて、確実に着用すること。

第 13 条 倒壊を防止する筋交い、壁繋ぎ又は控えの安全点検を怠らないこと。

第 14 条 電機溶接機、電動加工機等感電事故の恐れのある作業においては確実に接地をして、その危険を防止すること。

第 15 条 材料の製作、加工、運搬等のため、車両、およびロープ等を使用するときは使用前に点検し、危険防止について予め注意すること。

第 16 条 台風、暴風雨等悪天候のため、作業に危険が予想されるときは、作業を中止するなどの措置を講ずること。

### 第三 衛生措置

第 17 条 加入者は、常に自らの健康管理に留意し、日常の心身の過労を戒めること。

第 18 条 加入者は、暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な環境で作業をするときは、特に作業時間、作業方法、作業終了時の措置等について注意すること。

### 第四 その他

加入者は、以上に定めたほか、労働安全衛生法、労働安全衛生規則のなかの「安全衛生管理体制」「原動機および動力誘導装置」「型枠支保工」「足場」「崩壊下落の予防」「電気災害の防止」「保護具」「火災および爆発の防止」等の条項を熟知して、かつ遵守すること。